同一住所地にご親族がお住まいの方へ

平成２６年度に東京都の監査・指導を受け、同一住所地に親族の方がお住まいの方で、その親族の方を扶養義務者として登録されていない場合は、毎年「お互いの生計が別々である証明」をしていただくことが必要となりました。

つきましては、以下の内容を確認していただき、確認書類のご提出をお願いします。ご負担をお掛けしますが、適正な手当支給のため、ご理解ご協力よろしくお願いします。

《確認書類》　１、住宅状況申告書（添付書類に「生計が別々であることの申し立て」や「住宅の見取り図等」をご記入ください）

２、あなた宅の電気・ガス・水道すべての領収書又は検針票のコピー（※）

３、同一住所地の親族宅の電気・ガス・水道すべての領収書又は検針票のコピー（※）

（※）**ご注意　電気・ガス・水道の領収書又は検針票は、「２」・「３」共に同じ月で揃えてください。**
尚、原本を提出された場合は返却できませんのでご注意ください。

《提出方法》　現況届と一緒にご提出ください。
※確認書類のみご提出いただいても受け取れませんので予めご了承ください。

《提出期限》　**令和８年８月３１日（月）**

① この確認書類が必要となる方は・・・
・二世帯住宅にお住まいの方
・同一住所地内にそれぞれで別棟の家屋に住んでいる方　等

② 扶養義務者となる方は・・・あなたから見て直系親族（父母、祖父母、子 等）の方や兄弟姉妹の方で、あなたと生計が一緒の方のことです。お子さんでも１８歳を超えていて生計が一緒である場合は扶養義務者に該当します。

③ ご提出頂いた書類の内容を確認した結果、親族と生計が別々であることが確認できない場合は扶養義務者として登録する場合があります。

◆提出・問い合わせ先◆
江戸川区子ども家庭部児童家庭課援護係 TEL ５６６２－１２５９
〒132－8501 江戸川区中央１－４－１（区役所２階４番窓口）